

第1問 答案用紙

(企業法)

問題 1	<p>1. 本件債権の出資は、現物出資に該当するため、募集事項の内容として、金銭以外の財産を出資の目的とする旨ならびに本件債権の内容および価額を定めなければならない(199条1項3号)。甲会社は、公開会社でない株式会社であるので、当該募集事項の決定は株主総会の特別決議が必要であるところ(199条2項, 309条2項5号)、甲会社の株主全員が賛成していることから、その決定は適法である。</p> <p>2. 甲会社は、原則として、当該募集事項の決定後遅滞なく、本件債権の価額を調査させるため、裁判所に對し、検査役の選任の申立てをしなければならない(207条1項)。金銭以外の財産はその価額評価が必要であり、過大に評価すると会社の財産的基礎を害し、株主間でも不平等が生じるためである。ただし、本件債権は、甲会社に対する金銭債権であり、本件金銭債権の価額として定められた5,000万円は本件債権に係る負債の帳簿価額を超えていないことから、本件債権の弁済期が到来している場合には検査役の調査は不要となる(207条9項5号)。弁済期が到来していれば、評価の適正性が確保されるためである。これに對して、本件債権の弁済期が到来していない場合は、原則通り検査役の調査を要するが、弁護士等の専門家の証明を受けた場合は、専門家による客観的な評価がなされていることから、検査役の調査が不要となる(同項4号)。</p>
問題 2	<p>1. 募集株式引受人であるBは、募集株式の払込金額の全額を払い込まなければならないが(208条1項)、Bが払い込んだ金銭は、Aにより交付された甲会社の保有する金銭である。したがって、形式的には払込みがなされているが、実質的には甲会社自身が甲会社財産をもって払込みをしたものと考えられることから、甲会社の財産が払込みの前後で増加していないため、払込みが仮装されている。</p> <p>2. Bは、払込みを仮装した募集株式引受人として、払込みを仮装した金額5,000万円を甲会社に対して支払う義務を負う(213条の2第1項1号)。出資の履行が仮装された場合には、本来抛出されるべき財産が抛出されず、既存株主から出資の履行を仮装した者に対する不当な価値の移転が生じるため、不当に移転を受けた価値を仮装した者に実質的に返還させる趣旨である。当該責任は無過失責任であり、総株主の同意がなければ免除することができない(同条2項)。</p> <p>3. 次に、AはBと相談したうえで、⑥の出資の履行をするために甲会社の保有する金銭をBに交付していることから、出資の履行を仮装することに関与した取締役が該当する。したがって、Aは、Bと連帯して、Bが払込みを仮装した5,000万円を甲会社に対して支払う義務を負う(213条の3第1項本文, 2項)。当該責任は、出資の履行を仮装した募集株式引受人の責任(213条の2第1項)を補完する趣旨で設けられたものである。さらに、Aは、出資の履行を仮装したもの(213条の3第1項ただし書かつこ書)に該当するため、無過失責任を負う(同項ただし書)。</p> <p>4. Bは、前述したAまたはBの甲会社に対する支払がされた場合に限り、取得した50株について議決権を行使することができる(209条2項)。本来抛出されるべき財産が抛出されない限りは、権利の行使を認めるのは相当でないためである。</p>

平成30年論文式企業法

第2問 答案用紙

(企業法)

問題 1	<p>1. Aが本件合併の実施を断念させるために採りうる最も効果的な会社法上の法的手段は、吸収合併の差止請求である(796条の2)。Aが本件合併の差止請求をすることができるのは、本件合併が法令または定款に違反する場合において(同条1号)、Aが不利益を受けるおそれがあるときである。</p> <p>2. まず、株主総会を招集するには、議決権を有する株主に対して招集通知を発しなければならないところ(299条1項)、乙会社は本件総会の招集通知をAに対して発していない。したがって、本件総会の招集手続には法令違反があり、決議取消事由が存在することから(831条1項1号)、本件合併契約の承認決議(795条1項)に瑕疵が存在し、本件合併には法令違反がある。</p> <p>3. 次に、Aは本件総会決議に参加できず、さらに、本件総会において本件合併に反対することができなかったことから、反対株主に該当せず(797条2項1号イ)、株式買取請求権(同条1項)を行使することができないという不利益を受けている。よって、Aは、本件合併の差止めを請求することができる。</p>
問題 2	<p>1. Bが本件合併の効力を否定するためには、吸収合併無効の訴え(828条1項7号)を提起する必要がある。まず、当該訴えの提訴期間は吸収合併の効力発生日から6か月以内であるが、本件合併の効力発生日は6月1日であることから、8月24日は提訴期間内である。また、効力発生日において丙会社の株主であったBは、提訴権者の要件も満たす(同条2項7号)。ここで、合併無効原因については明文の規定がなく解釈によることになるが、合併の効力発生後はその有効性を前提として多数の法律関係が成立することから、法的安定性を確保するため、無効原因は限定的に解釈し、重大な瑕疵のみを合併無効原因とすべきである。本問において、本件合併に関する事前開示事項としての本件計算書類(782条1項、会社法施行規則182条1項4号、6項1号イ)に著しく多額の架空利益が計上されているが、これが露見したのは本件合併の効力発生後である。このように、効力発生後に判明した事前開示事項の重大な虚偽記載が合併無効原因に該当するであろうか。</p> <p>2. この点について、合併無効原因に該当すると解する。事前開示によって提供される情報は、株主にとっては、合併条件の公正等を判断し、株主総会の承認決議(783条1項)に賛成するか否か、あるいは、反対株主の株式買取請求権(785条1項)を行使するか否かを判断する資料となり、債権者にとっては吸収合併について異議を述べるか否か(789条1項)を判断する資料となるが、事前開示事項に重大な虚偽記載があることにより、その権利行使が害されており、重大な瑕疵があるといえる。また、株主には事前に吸収合併の差止請求(784条の2)が認められているが、虚偽記載が吸収合併の効力発生後に判明している場合は、当該差止請求の機会も与えられないことから、事後的救済として合併無効原因に該当すると解するのが相当である。</p> <p>3. 以上より、本件合併には合併無効原因があることから、Bは本件合併の効力を否定するために、本件合併の無効の訴えを提起して、本件合併の無効を主張すべきである。</p>

平成30年論文式企業法